

支払い留保表明に対する協会の意見

このたび、流通業界の大手事業者の一部が再商品化委託料金の支払い留保を表明したことに関しましては、当協会としても、このまま放置すると制度の崩壊に繋がりがねない事態であると深刻に受けとめております。これら事業者が国に対し要望されている内容は、容器包装リサイクル法施行 10 年の見直し議論の中でも再三主張されているものであり、今後の審議に委ねられているところであります。それらは基本的に国の専権事項でありますので、当協会が直接関与しうるものではありません。

一方、容器包装リサイクル法の下で、再商品化は一刻の猶予もなく日々進められております。その費用は、容器包装リサイクル法の下で再商品化の義務を有する特定事業者からの委託料金で賄われております。

当協会は、制度の「歪み」「不公平」「不透明」に対する改善要求に対し直接関与するものではありませんが、今回の支払い留保発言が、ただ乗り事業者に格好の口実を与え、誤解に基づく同調者が増加することにより、リサイクル制度自体に対する信頼が損なわれ、再商品化が立ち行かなくなる事態を憂慮するものであります。支払い猶予期間が長引けば長引くほど事態の収束が困難となり、再商品化の資金繰りにも影響が生じ、折角、家庭から分別排出された分別基準適合物を保管施設から引き取れなくなることへの懸念があります。

このため、当協会では、主務省に対し早急に解決に向けた対応策を採っていただくよう既に要請をいたしました。また、支払い留保を表明した事業者に対しましては、容器包装リサイクル法に基づく義務の履行を早急に実行されるよう引き続き要請をしております。

なお、今回主張されている要望事項の中には、当協会にも関わる事項がありますので、これらの課題に対する当協会の対応状況につき以下によりご説明させていただきます。

1. ただ乗り事業者対策

このたびの支払い留保の理由として、一つにはただ乗り事業者対応があります。ただ乗り事業者対策は公平性の観点から極めて重要な課題であります。一義的には立ち入り調査権を有する国が対応することになっております。他方、再商品化業務を実施する当協会にとりましては避けて通ることができない重要課題でありますので、要請に応じて講演会、セミナー、説明会等への講師の派遣をはじめ、会報、パンフレット、ホームページ等を通じ、義務履行に向けた啓発・普及活動を幅広く積極的に行なっております。また、事業者間の相互牽制の観点から、当協会と再商品化委託契約を締結し再商品化義務履行（委託料金の完納）を完了した事業者名をホームページに掲載をしております。今後とも、主務省との連携の下に、ただ乗り事業者の発生防止に最大限努めてまいります。

2. 義務量算定係数や再商品化コスト・再商品化委託単価の透明化

今ひとつには、義務量算定係数や再商品化コスト・再商品化委託単価の不透明性が指摘されております。義務量算定係数の設定は主務官庁の専権事項であり、協会は直接関与しておりませんが、実務を通じた情報提供等により協力をしてまいります。

また、再商品化コスト・再商品化委託単価が不透明との指摘があります。当協会では、再商品化委託単価設定にあたり、市町村からの引き取り予定総量を再商品化するためにトン当たりいくら必要とするか（単価）を過去の実績等をもとに算出し、事業計画書の中に記載し、収支予算書とともに各素材の事業委員会（特定事業者団体の代表で構成）、総務企画委員会、評議員会（特定事業者、消費者、学識者で構成）及び理事会（同）での議を経たうえで、主務大臣の認可を取得し、特定事業者の皆様へ申込書類としてご送付しています。この間、経済産業省の産業構造審議会容器包装リサイクルワーキンググループにおいても、再商品化委託単価につき検討が行なわれております。このように、何重にも議論、審議を重ねたうえで、特定事業者の皆様にご提示しているところであります。

透明性確保の他の事例として、入札結果の情報開示があります。平成 17 年度から保管施設ごとに、落札事業者名、再商品化手法、落札量、落札単価に関する情報をホームページで公表いたしました。18 年度以降も継続いたします。

3. 再商品化コストの適正化

次に、再商品化コストの適正化への対応があります。当協会では、実務を通じ把握した課題等につき、その解決に向けた努力を継続しておりますが、協会内だけでは解決できない事項については、国、専門家等の参加を得、検討委員会等を設置し、対応を図っております。

特に、容器包装リサイクル法施行 10 年の見直しの中で問題視されているプラスチックの再商品化コストの高止まり問題につきましては、当協会では、早くから早期対応に向けた警鐘を鳴らしていたところであり、見直し審議会の場におきましても、委員として参加している当協会新宮専務理事が実態を示す資料をもとに問題提起をいたしました。

また、本件に対する当協会の実務面からの対応として、協会内に東京大学山本和夫教授を委員長に、外部のプラスチック関係者を含めた「プラスチック製容器包装再商品化に係わる標準コスト検討委員会」を設置し、平成 18 年度再商品化入札価格に反映させるべくコスト適正化に向けた協議を行なっております。

当協会では、再商品化の適正化に向け、関係者各位のご期待に沿うべくなお一層の努力を傾注してまいり所存でありますので、更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成 17 年 7 月

財団法人日本容器包装リサイクル協会